

経済産業省
デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
2025 年度 第 5 回 議事録

■ 開催概要

<日 時> 令和 7 年 8 月 27 日 (水) 10:00～12:00

<場 所> ハイブリッド開催 (経済産業省 別館 2 階 218 会議室／Teams)

■ 出席者

<委員> (座長以下 50 音順)

岡田座長、黒田委員、伊永委員、高倉委員、武田委員、百歩委員、平山委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

丹羽代表理事 副会長

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

一般社団法人ECネットワーク 沢田理事

<関係省庁>

公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 太田補佐、松下官

個人情報保護委員会事務局 水官

消費者庁 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 徳江参事官補佐

<事務局>

経済産業省 渋谷大臣官房審議官 (IT 戦略担当)、岩谷デジタル取引環境整備室長

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 (令和 7 年度事務局運営支援業務委託先)

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・ Amazon 関係の重点テーマについて
 - ・ Apple 関係の重点テーマについて
 - ・ Google 関係の重点テーマについて
3. 閉会

■ 配布資料

資料 1 Amazon への質問、Amazon からの回答及び事務局による Amazon への更問案

資料 2 Apple への質問、Apple からの回答及び事務局による Apple への更問案

資料 3 Google への質問、Google からの回答及び事務局による Google への更問案

参考資料 1 Amazon 提出資料

参考資料 2 Apple 提出資料

参考資料 3 Google 提出資料

■ 討議

1. 開会

○岩谷室長 お時間になりましたので、そろそろ始めたいと思います。ただいまから、2025 年度第 5 回デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合を開催いたします。事務局を務めます経済産業省デジタル取引環境整備室室長の岩谷です。委員、オブザーバー、関係省庁の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、重点テーマに関する質問に対するプラットフォーム提供者からの回答を踏まえて議論を行います。当該回答においては、機微な情報が含まれることが想定されたため、会合での議論は非公開で行い、本日の議事録は非開示情報を除いて公開する形で会合を開催いたします。

出席者ですが、本日、オンラインモール・アプリストア分野に係る委員、オブザーバーの皆様がご参加予定です。黒田委員は参加予定ですが、まだ参加されておりません。おそらく、会議が進行している中、ご参加されるものと思っております。

ここからの司会については、座長の岡田先生にバトンタッチさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題

○岡田座長 ありがとうございます。座長の岡田です。では、早速ですが、本日の議事について、ご説明できればと思います。

オンラインモール分野である Amazon の重点テーマに関する取組み、アプリストア分野である Apple と Google の重点テーマに関する取組み状況について議論したいと思います。質問票に対して Amazon、Apple、Google から回答が来ており、事務局において更問の案も作成しているところですので、これも踏まえて、各社への更問について議論できればと思います。

では、事務局から、質問票に対する 3 社からの回答を踏まえた追加の質問案についてご説明いただければと思います。

<資料説明>

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。ご説明申し上げます。資料 1 になります。今回、資料について若干工夫しております。質問とプラットフォームからの回答、それから、事務局で作成した更問案につきまして、主要な部分に下線を引かせていただきました。また、更問案につきましては太枠で囲み、視認性を意識しております。

● オンラインモール分野：Amazon

○岩谷室長 Amazon です。資料 1 をおめくりいただき、2 ページです。国内管理人

のテーマです。Q 1－1では、国内管理人の業務内容について伺ったところ、Amazon からの回答は、回答 1．1にて、国内管理人は、外部の関係者、また、社内の関係部署等とも連携しながら改善に向けた検討を行い、運営に反映しており、役割を担っていると説明がありました。また、回答 1．2では、昨年5月より、国内管理人の役職及びコンプライアンスチームの機能を法務部門に移管したこと、また、回答 1．4では、国内管理人のもとには、透明化法担当が配置されており、大臣評価や相談窓口などの外部関係者とのコミュニケーションや協議を通じて明らかになった事項を、関係部署の責任者や担当者に共有し、当該事項の調査、その結果に対する改善策をそれらの部署に共有、提案し、改善の進捗を管理するなどの業務を行っているというご説明がございました。

Q 1－2です。社内連携のための組織的な仕組みについて、Amazon からは、回答 1．5にて、アプローチとして、事業部門が、運営に関する個々の判断を自ら適切に行えるよう、関係部署との間で、中長期的に共通認識を形成することを目指しているというご説明がありました。具体的連携については、回答 1．7にて、相談窓口から共有を受けた個別の相談案件については、調査の結果、Amazon の対応が適切でなかったと思われる場合には、速やかに、措置の解除や返金等の対応を採るよう、事業部門と連携している。また、回答 1．8、個々の事業部門における新たな施策の導入や変更にあたっては、透明化法担当が透明化法の遵守の視点から確認することもある。また、回答 1．9にて、テクニカルサポートやアカウント停止、出品停止等の措置、担当部署に寄せられた問い合わせについては、個々の事案の性質上必要と判断された場合には、透明化法担当にも情報が共有され対応を協議するというご説明がありました。

更問としましては、特に最後の点について、どのような場合に、事案の性質上必要と判断され、Amazon のテクニカルサポートやアカウント停止、出品停止等の措置担当部署から透明化法担当に情報が共有されたのかについて、お伺いしたいと考えております。

Q 1－3では、社内連携の課題等についてです。Amazon からは回答 1．10になります。運営の改善にあたっては、当該改善の恩恵を受ける販売事業者はもちろんのこと、それ以外の販売事業者への影響や、一般利用者、ブランドオーナーなど、その他さまざまな利害関係者への影響等について、多角的な視点から慎重に検討する必要があるため、国内管理人は、単独で改善案を決定するのではなく、複数の関係部署とも綿密に協議を行いつつ、対応しているというご説明がありました。

おめくりください。国内管理人を法務部門にしたことについてです。国内管理人を法務部門に移行したことによって、国内管理人がどのような権限を持つことになり、また、どのように社内での役割が明確化されたかについて伺ってはどうかと考えております。更問3ですが、改善策について、事業部門と意見が一致しない場合、何らかの調整の仕組みが必要になると考えられます。1つには、一定の権限を持つこと、また1つには、マネジメントによるリーダーシップも考えられるところです。こうした観点から、事業部門との改善策に関する調整における困難の経験や、それを乗り越えるために行った調整の取組みについて、お伺いしてはどうかと考えております。

次に、Q 1－4 になります。取引やアカウント管理において、国内管理人の判断で決定できる事項には、どのようなものがあるかということに関して、Amazon からは、前の問いとほぼ同じような回答があり、関連部署と連携し、対応しているというご説明でした。

更問としては、国内管理人における情報収集および進捗管理について、権限が不足しているという経験がないかについて、お伺いしてはどうかと考えております。

2 つ目のテーマ、一般利用者や利用事業者から提供のあった情報の活用状況です。Q 2－1 の、利用者からの情報提供を端緒とする社内調整、対応の仕組みについてです。特に、どのような部門が連携する仕組みを採っているのかについて聞いたところ、Amazon からは、まず、回答 2. 1 では、個々の不正行為の取締りに関連する情報については、機密性の高い販売事業者固有の情報のため、当該取締りを担当する部署に対して、直接に、販売事業者から情報が共有されるような仕組みを構築していることについて回答がありました。また、回答 2. 2 について、それ以外の情報提供や苦情についても、事案の必要性に応じて問い合わせを受け取った部署から、関連部署に適時、かつ、適切に共有され、必要な対応を採ることができる仕組みを構築しているという説明がございました。

これを踏まえ、7 ページの一番下の更問 5 です。返品対応の場合における関連部署との連携体制について伺ってはどうかと考えております。加えて、おめくりください。更問 6 になります。偽造品、ブランド品でないことを証明する書面を、利用事業者が用意できない事例について、大臣評価でも指摘しておりましたので、関連して、例外的に代替書類を認める場合もありますと、昨年度、Amazon から報告を受けておりますので、例外的な代替資料の提出を認めるのは、どのような場合なのか、確認したいと考えております。

Q 2－2 になります。一般利用者からの情報提供を受け、対応を行う部門と、利用事業者からの情報を受け、対応を行う部門の間の連携は、どのように進めているのかを聞いたところ、Amazon からは、回答 2. 4 にて、問い合わせ担当窓口の間で連携するのではなく、各担当部署が、各事案の処理に必要な情報を直接受け取り、参照できるようにしていること、また、一般利用者および販売事業者の双方が関わるような個別事案への対応にあたっては、社内システム上で当該事案処理の担当部署や、複数の関係部署が、直接に、一般利用者や販売事業者、それぞれからの問い合わせ内容を確認できるという説明がございました。このような連携における課題として、おめくりください、複数の利害が対立する場面、加えて、一般利用者、販売事業者、それぞれにおいて、不正行為があることについてもご説明がありました。

事業者の希望により非公開（以下、黒塗り部分同様）

また、更問 8 について、利用事業者向けアンケートにおいて、返品、返金のトラブルで補填を受けることができなかったと回答した割合は 2 4 %、4 人に 1 人ということです。こちらの結果について、Amazon が把握している実態と、概ね整合的か、聞いてはどうか

と思います。また、加えて、更問9、補填額について、一定の手数料が差し引かれる旨、規定されています。当該手数料は、どのようなことを背景としたものか。おめくりいただき、補填にかかる基準を原価としている理由について、お伺いしてはどうかと考えております。

Q2-3です。利用者から提供のあった情報や苦情を、どのように分析しているのか、Amazonからは、2.6として、一般利用者や販売事業者からの情報提供やAmazonのストア上での購買・販売行動の動向等、多数の情報元からデータを収集し、高度な分析機能や機械学習を活用しながら、データを分析しているというご説明がありました。これを踏まえて、おめくりいただき、更問10になります。販売条件やサービス内容に関する改善の必要性を示唆する分析については、事業部門の意向と一致しない場合も多々ある可能性があるため、事業部門とは利害を共有しないグループにより分析が行われるなどの工夫を行っているのか、お伺いしてはどうかと考えております。

また、関連して更問 11 では、自社・関連会社の優遇の視点も分析に含まれているのかを聞いてはどうかと考えております。

Q 2-4になります。分析結果の共有についてお願いしたところ、おめくりいただき、

更問としては、特に、販売手数料に関連し、おめくりいただき、更問 1 2 になります。

手数料カテゴリーの変更に関する現在の運用について、Amazon がどのように認識されているかをお伺いしてはどうかと考えております。

Q2-5になります。各論的に、相乗り出品の際の偽造品についてです。偽造品についてのレビューの情報の活用状況や、レビューの検知から削除までのプロセスについて伺いましたところ、Amazonからは、カスタマーレビューのモニタリングを担当する部署が、機械学習と人為的な確認を用いてカスタマーレビューの内容を検知、精査しているとのこと。おめくりいただき、回答2. 14、偽造品に関するレビューが投稿された場合、偽造品の取締りを担当する部署にもタイムリーに共有されているとの説明がありました。

更問 1 3 になります。複数の相乗り出品商品がある場合、偽造品についてのレビューに該当する商品がいずれであるのか、どのような方法で確認しているのか、明確にしているのか、聞いたらどうかと考えております。

次に、3つ目のテーマになります。不正者への不要な情報開示を避けつつ、措置理由や改善へのアドバイスなどを適切にコミュニケーションする方法についてになります。

Q4-1、審査・エンフォースメントの基準について、適切にコミュニケーションするための取組みについて、Amazon からは、回答4. 1にて、アカウント健全性の評価において、アカウントが停止されるリスクを0～1,000の範囲に色分けされたスコアで販売事業者（注1）に示していること、また、一方で、回答4. 2では、不正行為や違法行為、その他有害な行為については、概要や行為の例を掲載するに留めつつ、具体的な懸念事項については、個々の販売事業者への通知に盛り込むなどの工夫をしているというご説明がありました。

Q4-2になります。審査・エンフォースメント措置理由の開示における工夫についてお伺いしたところ、おめくりいただき、回答4.3では、Amazonからは、軽微な違反の場合には、通知にあたって、違反の原因を具体的にお伝えしているとともに、措置からの回復方法について、可能な限り詳細に案内する一方、回答4.4として、悪質な行為が疑われる場合には、どのようにして不正行為の疑いを検知したか等についての詳細な開示を控えているというご説明がありました。

更問は、アンケートにおいて、通知理由が具体的ではないとの回答が25%程度ありましたので、Amazon側の認識を伺ってはどうかと考えております。

Q4-3になります。異議申し立ての窓口の案内状況について伺ったところ、おめくりいただき、回答4.5では、原則として、アカウント健全性ダッシュボードから異議申し立て等のご連絡をしてもらうよう、ご案内していることについて回答がありました。また、回答4.6では、電子メール、電話などのさまざまな経路を通じたアカウント停止等の措置に関する販売事業者とのコミュニケーションの内容も見直しているというご説明がありました。

● アプリストア分野：Apple

Appleにまいります。資料2をお願いいたします。おめくりいただき、アプリ事業者とのエンゲージメント・コミュニケーションについてです。

Q1-1、アプリ事業者へのエンゲージメントの状況について、Appleからは、回答1.1、スペシャルイベント、オンラインリソースの提供、対面でのエンゲージメント等を実施している旨、回答がありました。

更問としては、大臣評価にもありました、利用事業者が探したい情報を容易に見つけられる取組み、工夫について、デベロッパーとのコミュニケーションやウェブサイトにおいて取組みがあれば、お伺いしてはどうかと考えております。

Q1-2、アプリ事業者とのコミュニケーションにおける工夫です。Appleからは、回答1.2、スピードと正確性のバランスの観点から、一部のコミュニケーションは英語のみで受け付けていること、他方、日本語によるデベロッパーとのコミュニケーションを拡大するための取組みもしているとのこと。例えば、回答1.3、App Reviewでのリジェクトについて、日本語によるコミュニケーションプログラムを全面的に導入したこと、また、回答1.5では、アプリをリジェクトする際には、常に適用された利用規約の条項および認定された事実関係に関する詳細な説明をデベロッパーに提供すること、また、おめくりいただき、ガイドライン変更の提案機能によって、デベロッパーによるアイデアの提供を奨励していること、また、回答1.7、日本における専任のデベロッパーアドボケイトを新設していることについて、ご説明いただきました。

更問としては、2、異議申し立て、提案、問題の報告、その他の質問については、英語と、ウェブサイトで案内されていますので、このようなアイテムについて、デベロッパーが日本語で相談を行いたい場合、何らかのサポートが得られるのかをお伺いしてはどうか

と考えております。

Q 1－3、国内管理人の業務及び権限についてです。Apple からは回答 1. 8、国内管理人は、日本の App Store の運営が円滑に機能するよう、広範な業務を遂行する責任を負っていること、特に、おめくりいただき、業務分類 1、運営管理、エスカレーションの調整、コンプライアンスに関する部門間の調整、デベロッパー及び規制当局とのコミュニケーションが、効率的に機能するよう管理している。また、業務分類 2、Apple の内部チームとの連絡の中心的窓口として機能していること、さらに、意思決定権限については、日本における App Store の日常業務に関する意思決定権限を有するというご説明がありました。

更問 3 について、国内管理人は、コミュニケーションの流れの状況の把握やレビューを行っているか、よりプロセス的な視点について聞いてはどうかと思います。また、更問 4、アカウント停止 1,015 件、アプリ削除 3,634 件について、異議申立てがあった場合の、国内管理人の関与及び取組みについて、例としてお伺いしてはどうかと考えております。

次に、Q 1－4、社内連携のための組織的な仕組みについてです。Apple からは回答 1. 9、国内管理人は、本社の担当チームとの内部的対応が促進されるよう、強いリーダーシップを発揮していること、本社が背景をよりよく理解し、結論を導くことができるよう、包括的な情報を提供しているという説明がありました。

Q 1－5、社内連携における障害や困難について、おめくりいただき、Apple からは、単一かつ統一された、グローバルにアプリを提供できるマーケットプレイスとしての App Store を運営しており、グローバルに日本デベロッパーが国内市場及びグローバル市場両方で成功できるように、引き続き支援することが適切であるという回答がありました。さらに、回答 1. 13、App Review に関する問い合わせについて、日本語で直接対応するため、デベロッパーアドボケイトをしているという説明が、再度ありました。

更問 5 としては、関連して、定期報告書 5 ページ目について、24 時間以内に Apple からの回答を受け取った割合について記載がありましたが、当該回答時間の分析対象について、自動回答ではなく、人によるコミュニケーションのみを分析対象としているかどうか、お伺いしてはどうかと考えております。

おめくりください。アプリストアにおけるさまざまな課題に関する取組み状況についてです。

Q 2－1、アプリストア上の課題の取組み状況、現場の声を収集する仕組みに関して、Apple からは 2. 1、デベロッパーからは、書面によるやり取り、イベント参加者アンケート、Apple の担当者との 1 対 1 の会話等のチャンネルを通してフィードバックを伝えられていることについての説明がありました。

また、おめくりいただき、Q 2－2、安全安心なアプリを提供するための取組み、その際のチャレンジについて伺ったところ、Apple からは回答 2. 3 にて、アプリ提出時及び更新のたびに、審査がなされ、Apple の審査チームは毎週 10 万件のアプリ及びアプリのアップデートを審査していることについて説明がありました。また、ソーシャルエンジニア

リングの手法を用いて、ユーザーをだまして自分の端末や情報へのアクセスを許可させるような悪意のある行為者等のリスクに対処しているというご説明がありました。

更問6では、異議申し立てを経て承認されたアプリの当初の却下事由の分析状況について伺いしてはどうかと考えております。

Q2-3になります。苦情、相談を受け付けるチャンネルについて、Appleからは、回答2.6になります。専用窓口として、デベロッパーサポート、フィードバックアシスタント、Ask Appleなどが提供されていること、また、アカウントの解約に関する異議申し立てや、アプリ削除に対する異議申し立てについては、それぞれの窓口をご提供されていることについてご説明がありました。

おめくりください。更問としては、異議申し立てを行うにあたっての要件がウェブサイトで案内されていますので、まず、その1つ、ガイドラインに準拠していると考えた明確な理由を説明するという①の要件について、デベロッパー自身が異なる認識をしていたり、思い至らなかったりするケースがあった場合、どのような運用をしているのか、また、②1アイテム1件という要件については、更問8において、複数のガイドライン違反があった場合、複数の違反内容をまとめて1つの異議申し立てとすることは可能か、さらに、更問9、詳細情報のリクエストについて、全て対応することという要件について、情報提供以外のアプリ内容の変更などのアクションに関するリクエストもあると思いますが、こちらに関しても応じることを意味しているのかについて、伺いしてはどうかと考えております。

Q2-4になります。苦情、相談の記録における情報粒度、性質について伺いました。Appleからは、おめくりいただき、2.8になります。コミュニケーション手段、問い合わせ内容、対応時間について、Appleの複数のチームが追跡していること、また、デベロッパーからの問い合わせの種類に応じて、寄せられた具体的な問題と、それに対して、Apple担当者が提供した回答を、記録管理するチームが存在することについて、ご説明がありました。

更問10では、当該記録において、明らかな問い合わせと、明らかな意見や要望、または、明らかな異議申し立てを抽出できる程度の情報が含まれているのか、伺いしてはどうかと考えております。

Q2-5になります。苦情、相談件数の集計について、Appleからは、おめくりいただき、回答2.9になります。2025年度、Appleからの定期報告書では、その前の年度に比べ、新規情報として、アプリ却下、アプリ削除、アカウント停止に関する、日本のデベロッパーからの不服申し立ての件数の報告が行われています。このことについて、ご説明がありました。

更問として、分析的な視点、また、内訳的な視点から、更問11では、アカウント停止となったケースで、最終的にアカウントの回復を行ったケースについて、異議申し立てから回復までの期間は、どの程度を要するのか、また、日本のデベロッパーに対して、補償を含む何らかの対応を行った事案があるのかについて、伺いしてはどうかと考えております。

す。

おめくりください。決済取引及び返金処理に関する取組みです。Q 3-1 では、決済取引や返金処理における安全上の工夫について、Apple からは、回答 3. 1 にて、2019 年より、返金要求の承認を機械学習モデルによって判断していること、このモデルは、Apple 担当者が審査した毎月数万件の取引を元にトレーニングされていること、ペアレンタルコントロールや、コンテンツの消費、アカウントや支払い方法の履歴など、複数の要素が考慮されていること、また、さらには、回答 3. 2 では、デベロッパーは、消費者がアプリ内での消耗品購入に関する返金を求めた際、Consumption API を使用し、Apple に対して関連情報を送信することが可能な点について説明がありました。

更問 1 3 では、このモデルについて、おめくりいただき、誤操作による購入、未成年者による購入や、アプリの不具合などを背景として、人間が返金受け入れの妥当性を判断した取引にかかるデータをトレーニングデータとして含んでいるのかをお伺いし、更問 1 4、返金申し出の理由の妥当性を判断するモデルが活用されている状況において、Apple が返金申し出を受け入れた背景を、アプリ事業者側に情報提供することについて、Apple の考えをお伺いしてはどうかと考えております。また、更問 1 5 では、アプリ事業者が Consumption API を利用して、返金に関する判断や返金プロセスの改善に役立つ情報を提供した場合、Apple において、この情報は、どのような流れで取り扱われるか、明確化の観点からお伺いしてはどうかと考えております。

Q 3-2 になります。ユーザーによる返金申請と Apple による返金の状況です。回答 3. 3 ですが、1 日平均 4,000 のエンドユーザーから 19,000 件の返金申請があったとのこと。また、不正な目的では、アカウントごとに 1、2 件というレベルではなく、はるかに多くの返金申請がなされていること。

更問 1 6 として、規約にある、ライセンスアプリケーションが、デベロッパーの仕様、デベロッパーの製品保証、もしくは、提供法令の要件に準拠していない旨の通知、もしくは、請求を受け取った場合、という記載があります。この部分について、エンドユーザーがアプリをダウンロードした日から 90 日経過したあとも、エンドユーザーへの返金を Apple が行い、当該価格をデベロッパーに請求できるということを意味しているのか、明確化の観点から確認してはどうかと考えております。

Q 3-3 になります。返金にかかるエンドユーザーからの苦情例について、Apple からは、回答 3. 4 にて、誤って購入した等の件数の内訳について、ご説明がありました。

Q 3-4 では、ユーザーから商品の返金の申請を受け入れる場合、どの程度、アプリ事業者側の意向と異なることが起きているのか、Apple からは、回答 3. 5 にて、返金判断のモデルにおいて、Consumption API を通じて、デベロッパーからのシグナルを利用している、また、おめくりいただき、デベロッパーからの回答にかかる重み付けを、最近、変更したことなどについて、ご説明がありました。

更問 1 7 では、アプリ事業者からの回答の重み付けについて、どのように行っているか、

追加で、明確化の観点から説明を求めているかどうかと考えております。

Q 3－5になります。アプリ事業者からの苦情の典型例について、Apple からは回答 3. 6 にて、具体的な苦情については、苦情の集約が容易ではないこと、また、事業機密にもあたるということについて説明がありました。また、回答 3. 7 では、ユーザーへの返金は、Apple が返金を行った場合と、回答 3. 8 では、カード所有者として銀行にチャージバックを要求した場合の 2 種類があることについて、説明がありました。

おめくりいただき、更問 1 8 です。Apple の返金判断期間 6 0 ～ 9 0 日ありますが、経過後に、デベロッパーがエンドユーザーに返金する手段としては、どのようなものがあるのか、また、9 0 日経過後、デベロッパーがエンドユーザーに返金するためには、エンドユーザーから口座情報等の返金に必要な情報を取得する必要があるか、お伺いしてはどうかと考えております。

Q 3－6 になります。アプリ事業者へ返金受入れ理由を提供する工夫や困難について伺ったところ、Apple からは、おめくりいただき、回答 3. 9、返金要求の承認を機械学習モデルで判断しており、デベロッパーに対して返金要求を受入れる理由を伝える際の具体的な課題として、3 つ回答されております。

1 つ目が、App Store の保護措置を回避することを可能にする情報が、悪意ある者に提供されてしまうリスク。

2 つ目、機械学習プロセスにおいては、正確な返金理由が把握できないことから、全てのデータが、社内の各部門間で共有されているわけではないこと。

3 つ目、チャージバックに関して返金を行うのは Apple ではないため、銀行が行う返金に関する具体的な詳細は把握していないこと。というご説明がありました。

これに関して、更問 1 9 では、特に、未成年者による返金申請の識別方法について、聞いてはどうかと考えております。

● アプリストア分野：Google

続きまして、Google です。資料 3 をお願いいたします。2 ページです。アプリ事業者とのエンゲージメント、コミュニケーションです。

Google の回答 1. 3 では、さまざまなチャネルとして、技術的なサポート、教育リソース、ポリシーフィードバック、コミュニケーションチャネル、コミュニティフォーラムへのアクセス、Google が開催するイベントがチャネルに含まれるというご説明がありました。

4 ページにお移りください。更問 1 について、定期報告書 3 2 ページには、約 120 の日本のデベロッパーと定期的にコミュニケーションを行っているというご説明がありました。対象のデベロッパーはどのように選ばれているのか、お伺いしてはどうかと考えております。

更問 2、定期報告書 4 3 ページに、未成年ユーザーへのアカウント削除要望や返金請求に対する問い合わせに対して、多くのデベロッパーが対応していないことから、新たなパイロットプログラムを行っているというご説明がありました。更問では、その詳細についてお伺いして

かどうかと考えております。

おめくりいただき、Q 1－2になります。アプリ事業者とのコミュニケーションにおける工夫について、Google からは、回答 1．7 にて、デベロッパーからの大量の問い合わせの管理、異なる地域や言語のデベロッパーのさまざまなニーズへの対応、ポリシーアップデート時の明確性確保、あらゆる規模のデベロッパーへのタイムリーで利用しやすいサポートの提供などの課題があるため、Google は、デベロッパーブログを通じた定期的なアップデート、専用のサポートチャネル、インタラクティブなフォーラムなど、さまざまなコミュニケーションを行っていること、また、回答 1．9 では、直接対話を促進するために、イベントやウェビナーを開催し、デベロッパーのコミュニティからのフィードバックを収集していること、また、回答 1．10 では、デベロッパーに重要な情報を伝達する継続的な取組みの一環として、Play Console ダッシュボードのポリシー詳細ページをアップデートし、アプリの審査中に検知された違反に関する詳細情報を追加したこと、また、デベロッパーが完了すべき未処理のタスク関連のポリシー遵守に関する潜在的課題、問題を迅速に解決するためのリソースを、より簡単に特定できるようになったというご説明がありました。

おめくりいただき、

回答 1．12 では、Google の日本法人である Google 合同会社は、国内管理人として

おめくりいただき、これに関連した更問 3 です。国内管理人が情報収集、進捗管理を行うにあたり、権限が不足しているという経験があるのか、お伺いしてはどうかと考えております。また、更問 4 では、苦情等の集計・分析結果を一元的に管理している部署がある

かどうかについてもお伺いしてはどうかと考えております。

Q 1－4 では、社内連携のための組織的な仕組みについてお伺いしたところ、

おめくりいただき、Q 1－5 です。さらに、社内連携における障害や困難についてお伺いしたところ、Google からは、

おめくりいただき、更問 5 として、

アプリ審査や審査への異議申し立てに対する最終決定は、日本のチームによって行われているか、お伺いしてはどうかと考えております。また、更問 6 で、国内管理人がグローバルチームに提案を行った事例について、具体性の観点から聞いてはどうかと考えております。

2 つ目のテーマ、ポリシー変更によるアプリの大幅削除についてです。Q 4－1 について、2024 年において、アプリの大量削除があり、2024 年初頭、Google Play Store では、全世界で約 340 万個のアプリが配信されていましたが、1 年後、2025 年 1 月時点でのアプリ配信数が 180 万個になった件について、背景をお伺いしたところ、おめくりいただき、Google からは回答 4. 1 にて、デベロッパーがデータセーフティラベルを提供しないことを選択して、既存のアプリが Google Play から削除されたことが主な原因との回答がありました。

2 ページおめくりいただき、13 ページ目の回答 4. 5 です。セーフティラベルポリシー要件については、2021 年、デベロッパーに公開されました。これ以降、デベロッパーに対してリマインダーや警告が送られており、こうした働きかけの後、ポリシーに準拠したセーフティラベルを提供していないアプリの削除が行われたとの説明がありました。

おめくりいただき、更問 7 です。アカウント認証の強化についてご説明がありましたが、個人アカウントで収益化を有効にしている場合、本名と住所が公開されるものと考えられております。広告収入があれば収益化とみなされるのかについて、お伺いしてはどうかと考えております。背景としては、個人アカウントについて、名前と住所の公開まで必要かどうかという論点があり、収益化とみられる要件が、より厳しい場合には、個人アカウントに対する条件が必要以上に厳しくなっている可能性も考慮してあります。

また、更問 8 です。データセーフティラベルの導入の必要性と、導入背景についてお伺いする、また、更問 9 は、データセーフティラベルに関する苦情は、何件ほど寄せられているのか、お伺いしてはどうかと考えております。

Q 4－2 になります。機能、コンテンツ、ユーザーエクスペリエンスポリシーを新たに設ける際、アプリ事業者の状況を、事前に把握する等の取組みについて伺ったところ、

Google からは、おめくりいただき、回答 4. 11 中段、コミュニティへの潜在的な影響を把握するため、影響評価を実施したこと、また、回答 4. 12 では、ポリシー変更の発表から、遵守期限までに 30 日の猶予期間が設けられており、この間に、デベロッパーからフィードバックを収集していることについて説明がありました。

これについて、更問 10 では、機能、コンテンツ、ユーザーエクスペリエンスポリシーの導入から現在までの間に、アプリ削除、アカウント停止に至ったアプリの数、デベロッパーの数等の影響についてお伺いしてはどうかと考えております。

Q 4-3 になります。アプリがやむを得ず限定的機能を持つ場合の取り扱いについて、Google からは、おめくりいただき、回答 4. 17、例示した事例に関して、ユーザーにゲーム内の通貨を返金する機能を追加したアプリ、または、同様の機能を表示するアプリは、通常、機能、コンテンツ、ユーザーエクスペリエンスポリシーの違反にはならないという回答がありました。

おめくりいただき、Q 4-4、アプリのテスターの人数を 20 名から 12 名に変更した背景についてお伺いしたところ、Google からは、おめくりいただき、回答 4. 23、テスト要件を最初に導入した後、データの収集及び評価をした結果、テストの有効性を評価するためには、12 名のテスターで十分であることが判明したというご説明がありました。これに関して、個人開発者などの規模の小さい開発者にとっては、コスト面等で十数名のテスターの要件を満たすことが難しい場合もあるのではと考えておりますので、テスターの必要数をアプリ審査の要件として課すことについて、小規模の開発者の状況を、Google がどのようにとらえているのかお伺いしてはどうかと考えております。

最後のテーマになります。アカウント停止、アプリ削除の慎重な判断について、Q 5-1 です。アカウント停止件数の推移について伺ったところ、Google からは、19 ページ回答 5. 3 ですが、年次報告期間中、アプリ停止及びアプリ削除の件数が減少傾向にあることについて説明がありました。

おめくりいただき、Q 5-2 では、そのアカウント停止の原因となる事象の傾向の推移についてもお伺いしたところ、Google からは、回答 5. 9、アカウント停止の原因の大半は、詐欺、違法、または倫理に反する活動、マルウェアの配布など、重大なポリシー違反によるものであると回答がありました。

また、おめくりいただき、アプリ削除、停止に関しては、主要な原因となったのは、回答 5. 12、データセーフティラベルの欠落、また、回答 5. 14、直近の透明化法に基づく年次報告期間中におけるアプリ削除、停止のもう 1 つの主要な要因は、マルウェアであったというご説明がありました。

おめくりいただき、更問 12 になります。回答にもありました、データセーフティラベルポリシーへの違反件数について、インパクトの確認の観点から、お伺いしてはどうかと考えております。

Q 5-3、アカウント停止事由の検知方法についてです。Google からの回答、回答 5. 18、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

おります。事務局からの説明は以上です。

<質疑・討議>

○岡田座長 ありがとうございました。これより、討議に移ります。委員、オブザーバーの皆様で、ご質問がありましたら、挙手をいただければと思います。会議室からご発言される際は、マイクをオンにしてご発言ください。オンラインからご発言される際は、ミュートを解除してご発言いただき、ご発言が終わったら、再度、ミュートにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。なお、ご発言される際には、Amazon、Apple、Google、どちらに関するものなのか、分かりやすく、先に明示いただき、追加の質問案に関するご発言に際しては、可能な限り具体的な修正文言も合わせてお伝えください。では、どこからでも、ということですね。ご発言のおありの方から、順次、ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

万場オブザーバーの手が挙がっております。万場さん、よろしくお願いいたします。

○万場オブザーバー 委員の先生方を差し置きまして、先に失礼いたします。まず、Amazon に対しての要望です。定期報告書では、多数のチームが問題解決のために存在するというお話がありました。名称はもちろんですが、関連性がよくわからない。できれば、一覧表や図等にする事で、関連性を明確にさせていただきたいと思います。そのときには、テクニカルサポートや、国内管理人との関連性も、ぜひ、明記していただきたいと思います。それが1点です。

2点目は、破損や紛失商品の補填のポリシーについてです。相談窓口には、破損や紛失があった場合の補填額について、非常に大きな不満の声が上がっております。補填金額に納得できない場合は、もちろん、異議申し立てができるのですが、その際に、仕入れの原価を開示しなければいけないことについて、非常に不満があり、問題があるのではないかと思います。どのように考えておられるかということです。

もう1点です。マーケットプレイス保証についてです。基本的には、消費者ファースト、顧客ファーストということで、マーケットプレイス保証というのがあるわけですが、出品者にとってみると、商品が届かなかった、受け取っていないという申請があった場合、配送業者に確認し、判取りや追跡画面のデータ、営業所の配達証明等を取り寄せて Amazon に申請しても、却下されることがあります。出品者は何を提出すれば証明と認められるのかというところです。今後、置き配もだんだん増えてくることもありますので、この件の相談、トラブルが増加する可能性がありますので、ぜひとも、よろしくお願いいたします。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。具体的に更問の、たとえば、項目でこういう修正をしてほしいというご提案として、もし、追加で補足していただけるとよいと思ったこととなります。いまの3点、具体的にどの箇所で、ということについて、対応を補足して

いただけると、事務局も助かると思います。追加でご発言いただけますか。新しい更問の追加ということになりますか。それとも、更問の文言を修正する形で、今のお話を組み入れればいいのでしょうか。そのあたりについて、いかがでしょうか。

○万場オブザーバー 細かい部分は後ほどでよろしいでしょうか。具体的に、この部分にどのような修正を入れていただきたいということでしょうか。

○岡田座長 事務局、それでもよろしいですね。

○岩谷室長 はい、問題ございません。

○岡田座長 では、そのようなことで、具体的な更問案の修正、文言案について、もし、できましたら、事務局にご連絡いただければと思います。

○万場オブザーバー ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○岡田座長 ありがとうございます。続いて、沢田オブザーバー、手が挙がっていますね。よろしくお願いいたします。

○沢田オブザーバー ありがとうございます。前は欠席ですみませんでした。Amazon さんへの更問について、3点、コメントさせていただきます。

1点目は、修正提案ではなく、ただのコメントです。今回、更問6、更問8、更問9、更問12のように、質問する背景や理由として、相談案件、アンケート結果を示していただいたのは、よかったという感想です。

2点目、3点目は修正のご提案です。2点目は、更問1に関してです。4ページです。どのような場合に、透明化法担当に情報を共有する必要があると判断されるかという質問について、誰が判断するかは、各担当部署が判断することだと思いますが、判断の目安として、どのような場合に透明化法担当部署に情報共有するかがルールとして明文化されているかどうか、つまり、手順書のようなものがあるかというご質問をされてはどうかという修正案です。いま、万場さんがおっしゃった1点目はこの辺に含まれるのではないかと思います。

3点目は、更問3のあたりです。5ページです。「改善策については、中長期的には事業へのプラスとなるものも多い」という表現は、行政が経営に介入しているように見えて、かなり気になりました。「介入」という言葉が適切でなければ、コンサルティングと置き換えてもよろしいかと思いますが、規制当局がコンサルをするのはよくないと思いますし、自主的な取組みを前提とする透明化法の基本方針からは、やや離れる印象を受けています。事業へのプラス云々ではなく、大臣評価との関係、あるいは、透明化法を遵守するために、

どうしても必要だと思われる改善策が見えていて、それを実現するために、国内管理人の権限を強化すべきというご趣旨であれば、そのことがより明確になるように、具体的な事例を示し、このような面で改善が必要であり、この点で権限を強化しないと改善が図られないということをこちらから示したほうが回答しやすいのではないかと思います。以上3点です。

○岡田座長 ありがとうございます。具体的な修正案ということでした。事務局から、今の点について、追加でありますか。

○岩谷室長 ありがとうございます。更問1につきましては、明文化されたルールがあるのかということについては、更問にアドオンできればと思います。つまり、どのような場合に共有されるのか、また手順書で明文化されているのかについて、お伺いさせていただければと思います。そのような形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。うなずいていらっしゃいましたね。

更問3です。ご理解されていらっしゃると思いますが、何かしら事業部門と国内管理人で、意見が一致しない場合、権限的なもので調整を行うのか、それとも、会社へのメリットを考えると、マネジメントリーダーシップというところで、権限に頼ることなく、ある程度社内での調整が進むということもあり得るのかなということを言い切っただけでして。透明化法に基づく改善策は、事業のプラスになるということを言いたいわけではありません。これについては、更問の文言を「中長期的には」から「と考えており」を削除すればよいのではないかと思います。いかがでしょうか。「当該改善策については、必要に応じたエスカレーションやマネジメント、リーダーシップによっても改善が実行される」、いかがでしょうか。

○沢田オブザーバー 少なくとも、コンサルティングを行っているように見えるという文言や、経営に介入しているに見える文言は、削除していただく必要があると思います。それ以外は、変更なしでも結構です。

○岩谷室長 私が提案した変更について、沢田さんの目から見て、さらに修正が必要でしょうか。それとも、それでよろしいでしょうか。

○沢田オブザーバー この問に限った話ではないのですが、全体に、透明化法と関係ないけれども聞きたいから聞いている、好奇心ですという質問と、こうしたらもっとよいでしょう、という親切心で聞いているように見える質問が多いように思います。それは規制当局がやることではないという問題意識です。ただ、今のご提案で、各論としては結構です。

○岩谷室長 全体論、各論について、承知いたしました。

○岡田座長 ご検討いただくということで、よろしくお願いいたします。続いて、岸原オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○岸原オブザーバー Apple と Google に関して、いくつかコメントと修正案を発言いたします。

まず、Apple に関しては、これまで、P2B 規則（Platform to Business Regulation）の苦情の件数だけしか発表がなかったところが、経産省さんからの要望も踏まえて、アプリ却下、アプリ削除、アカウント停止について、苦情として報告があったことは、現状把握という点では、大変評価できると思います。また、アプリ事業者の課題という点で、返金の件に関して、Consumption API によって、アプリ事業者からの情報提供が返金判断の結果に繋がっていることも、大変評価できると思います。

ただ、一方で、返金の判断に関しては、日本の事業者に対して、EU の撤回権を根拠にした不合理な返金判断もあるため、改善を進めてもらいたいと思っています。ここまではコメントです。

更問 2 についてです。修正案、App Review の概要において、以下の項目については、いずれも英語との記載があるということです。ここにデベロッパーが日本語で相談を行いたい場合には、何らかのサポートを得られますかという質問がありますが、この前に、透明化法の規定を入れてはどうかと思っています。義務化されているということを、アプリ事業者は知らない人間もけっこういますので、ここできちんと、透明化法の規定も書いていただければと思っています。「デベロッパーが」の前に、透明化法施行規則第 8 条第 2 項については、当該相手側から求めがあるときは、当該事項について日本語で翻訳した内容を遅滞なく開示しなければならないという透明化法の規定を追加してはどうかと思っています。

次に、更問 19 です。現時点でのエンドユーザーからの返金申請が、未成年者によるものであることは、どのように確認されていらっしゃるのでしょうかというところです。これは、誤解を与えるような表現だと思います。申請を未成年者が行っているというわけではなく、利用者が、未成年者かどうか判断材料になると思いますので、「未成年者」のあとに「の利用によるものであること」と追記してはどうかと思います。

次に Google です。コメントです。データセーフティラベルによって、アカウントやアプリの削除が大量に行われたということです。この取組みは、実は、わが国の総務省が SPI でイニシアチブを取って進めたアプリ事業の透明性確保の取組みが、グローバルにプラットフォーム事業者に広まったよい例だと思っています。参考ですが、Apple においては、アプリのプライバシーで、項目は違いますが、利用者にどのような情報が取得されているかという情報が公開されるようになっています。

修正案についてです。どの部分で更問を追加すればよいかということはお任せしますが、

基本的には、段階的エンフォースメント措置、回答5. 2のところに対する更問がよいのではないかと考えています。具体的には、相談事例として、アプリ削除、透明化法では一部拒絶になりますが、1、2週間の事前通知がされているという事例がいくつか相談窓口に寄せられています。これまで、段階的エンフォースメントは、Google が主張されていたのですが、アプリ削除の事前通知に関しては、頑なに求められるべきではないという基本スタンスがありました。これについては、過去、経産省さんを始めとして、アプリ主体は、通常のコマースの1商品とは違い、アプリ事業者そのもののビジネスモデルであるということで、影響はとて大きいと、事前通知をすべきではないかと要望してきておりました。そのような点では、大変望ましい事例と考えております。

具体的な更問としては、「アプリ削除（一部拒絶）について、1、2週間の事前通知がされている事例を把握しております。段階的エンフォースメントに追加されたのか、追加された場合、対象範囲等の詳細についても、可能な範囲でご回答いただきたい」ということを追加してはどうかと考えております。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。具体的な文言も含めて、ご提案いただきました。いまの岸原さんのご提案について、事務局から、お願いいたします。

○岩谷室長 岸原さん、ありがとうございます。透明化法第8条第2項についてです。すみません、いま、私は手元に情報がありません。通知に関して、日本語でないもので通知があった際に、日本語での理由と内容について求めることができるという内容だと思っています。その場合においては、通知に関しては、透明化法のルールに沿うと、日本語で内容を伝える必要があると思うのですが、それを踏まえた相談となると、通知を日本語で伝える領域からは出ていく部分になると思うのです。今回、ご質問している部分については、通知の部分を超えて相談することも日本語対応できるのかということを入れています。岸原さんのおっしゃっている要素を、少なくとも、通知については日本語で求めることができるという背景もあって聞いていますという内容を追加する方針でよろしいでしょうか。意図と合致しておりますか。

○岸原オブザーバー そうですね。法令の対象範囲がそのようなことと理解しました。ただ、相談の異議申し立てが英語対応という問題よりは、違反の通知などが英語で行なわれ、アプリ事業者は英語で対応しなければいけない状況は、より大きな問題です。更問2の最初の箇所、「App Review の概要において、以下の項目については、いずれも英語との記載があります。」に続いて「また、違反事由についての通知に関しても、英語での対応が多く実施されております」ということで、事実関係を追加していただければ、整合性を取ることができると思いますが、いかがでしょうか。

○岩谷室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○岡田座長 岸原オブザーバー、よろしいですか。

○岸原オブザーバー 大丈夫です。

○岡田座長 ありがとうございます。続いて、黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 Apple の回答に関する更問を1つ追加したらよいのではないかという提案です。アプリストアにおけるさまざまな取組みに関する状況についてです。デベロッパーからのフィードバックをどのようにしているか、アプリに反映されたということについての回答がありました。ここに、デベロッパーの皆様からのフィードバック及び提案という回答がありまして、App Review に関連するその他のチームが主語になり、変更を検討と書かれています。その他のチームという部分に、日本の国内管理人のような、日本語しか使えないデベロッパーからの意見を反映させるための仲介役が含まれているのかについては、文面のみでは分からないため、含まれているかを確認したらどうかと思います。さらに、回答2. 2が、「デベロッパーに適用されるガイドラインを変更するリクエストは」という部分の主語は、App Review の方針に精通した専門の担当者、App Review Board の担当者、App Review の意思決定担当者、App Store、デベロッパーリレーションズ、および法務チームとありますが、この中に日本の国内管理人が、日本語のデベロッパーの人たちの要求を反映させるような仕組みが入っているかを聞いてはどうでしょうか。日本語のデベロッパーの意見についても、このチャンネルを通じて反映されているかということを知りたいと思います。

○岡田座長 ありがとうございます。うまく聞き取りにくかったのです。事務局、今は8ページあたりのことだと思ったのですが、国内管理人とも関わる話ですが、更問を追加のご提案だったと思います。今のお話について、お願いいたします。

○岩谷室長 黒田先生、ありがとうございます。Q 2－1に対する Apple の回答において、Apple は様々なデベロッパーとのチャンネルがあり、かつ、それらのフィードバックに関して、内部でも評価していることのプロセス、仕組みについての説明がありました。

黒田先生のご質問については、日本語でしかコミュニケーションができないようなデベロッパーからのフィードバックもきちんと受けており、かつ、そのようなフィードバックについては、Apple の内部に反映して検討しているのかということ、つまり、英語だけのものを受け付けて、英語だけのものを検討しているというわけではないということについて、お伺いするといいいのではないかとのご示唆と理解しておりますが、正しいですか。

○黒田委員 日本の国内管理人を含めることができるのかとあります。日本の国内管

理人は、それに対してどのようにサポートしているのかということです。国内管理人の役割ということです。回答2. 2のところにも、日本の国内管理人というものを含めることができるのかと思います。日本の国内管理人が、本当に仕事をしているかということを確認するために、日本の国内管理人を含められればと思っています。趣旨としては、日本語のデベロッパーが、日本語で対応するときにどのようなことを行い、どのように反映されるか、そこに国内管理人の果たす役割が本当に存在しているのかということです。

○岩谷室長 ありがとうございます。日本語でデベロッパーが様々なフィードバックをしていることを受け付けて、中で検討するプロセスにおいて、しっかりと国内管理人が関与しているのか、また、そもそも、日本語でしっかりとデベロッパーから受け付け、その内容を検討しているのかという主に2つだと思います。それを1つの更問にする形でつくりたいと思います。先生から、もし、ご提案があればメール等で送っていただければと思いますが、今の限りであれば、我々で作りたいと思います。先生のご意向をお伺いしてよろしいでしょうか。

○黒田委員 後ほど、お送りいたします。

○岩谷室長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○岡田座長 よろしいでしょうか。では続いて、伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。全体として違和感なく、すごくよく細かくできていると思います。このやり取りを通じて、官民の間での相互理解も進んでいくだろうということも含めて、今回、このようなやり方は意味があったと、改めて感じております。

その上で、コメントと、更問の追加について、1つずつお話しいたします。まず、コメントです。先ほど、沢田さんと岸原さんから、透明化法の法令との関係を明確化する方向性でのご発言がありました。これは、私も賛同するところです。これまで、大臣評価では、法令との関係を明確化していくということが意図的に行われていたと思いますが、そうした出口を見据えて、質問の段階から、どのような権限があるかを意識しながら質問していくということかと思います。もちろん、質問の段階なので、透明化法の範囲に限られることではないと思います。広く質問していただければと思いますので、今回、特に、全体的に違和感はありませんが、一部の質問に関して、法的根拠についてより認識を高めたほうが、エッジの効いた、焦点の合った質問ができると思うところがありました。

たとえば、Amazon の更問11です。なるほどと思いましたが、苦情や情報提供についても、自社優遇のようなことが起こっていないかという質問と認識しました。これまで条文にある取引データや表示順位などを利用した自社優遇が念頭にあり、こんな視点を今まで持ったことがなかったのですが、このように聞いていただけると、非常によくわかりま

す。ただ、明示しなくてもいいのですが、どの権限に基づいて聞いているのかということ、を、整理として事務局内に持っておくといいと思いました。第5条の開示義務と関係しており、その関係で聞きたいのか、あるいは、第7条の体制整備という抽象的な目的の下で聞いているのかという、頭の整理をしておくとういと思いました。これはコメントになります。

次に、更問の対応を求める件に関してです。更問6関連で、安全安心の観点から詳細を聞くという内容の中にペアレンタルコントロールについて言及した Apple からの回答があるところです。ここで、ペアレンタルコントロールについても、更問で詳しく聞いていただいたほうがいいかなと思います。App Review ガイドラインの運用について聞く内容になっていますが、この更問に追加する形で、ペアレンタルコントロールを、未成年だから一律に適用するのではなく、年齢ごとに分けて運用していると思いますので、その振り分け基準について、どのように分けているのか、定量的な統計上の数字といったことも聞いて、知っておくことは大事だと思いましたので、追加してはどうかと思いました。

もう1点、話していて気付いた点です。どこに追加すればよいかは分からないのですが、Google の段階的エンフォースメント措置を横展開していただき、Apple にも導入していただく契機にしたらどうかと思いつきました。要は、不正に対する迅速な対応と、丁寧な双方向のコミュニケーションを、二律背反的にとらえるのではなく、対応とコミュニケーションを段階的に、連続的に行っていくというやり方があるということだと思います。そのような Google のやり方を Apple にも横展開していただき、それに取り組めないか、取り組めないとすれば理由は何か、あるいは、類似の計画があるかどうかということをお聞きすることで、さらなる取組を推進する方法もあると思いましたので、思いつきですが、更問のどこかで、そのような横展開についても加えていただくことはどうかと思いました。

以上になります。

○岡田座長 具体的なご提案を含めてのコメントをいただきました。事務局、今の3点について、レスポンスがあればお願いします。

○岩谷室長 伊永先生、ありがとうございます。まず、Amazon ですが、自社優遇については、透明化法第5条の関係で、差別的取扱いについて、彼らは特に開示を行っていないので、そのときには、何の差別もしていないということがあります。そのようなことを担保するために、しっかり分析していくということを念頭に置いて書いておりますので、いまの視点も、たとえば、質問の背景として、質問文に入れられるのであれば入れたいと思いますので、検討させていただければと思います。

ペアレンタルコントロールについて、質問を追加すべきではとご提案いただいた Apple の件ですが、これはどのような観点を問題意識とする更問なのか、もう一度お伺いしたいと思います。

また、Google の段階的措置の横展開については、Apple のほうにもというお話でしたが、

質問の方向性としては、段階的措置について行っているのか、どのような形で導入しているのかという現状把握と、そのようなことを拡大するにあたり、それを行うとすれば、どのようなチャレンジがあるのかという聞き方になるかと思います。ご意向は一致しておりますでしょうか。

もう1つ、質問数が多くなってくると、回答に時間がかかるのも困るところがあります。追加する場合には、事務局でプライオリティ的に劣後するようなものについては、削除の提案も合わせてさせていただき、全体の質問数を整えられればと思っております。伊永先生、お考えがあれば、ご質問いたした件について、よろしくお願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。私が提案したペアレンタルコントロールの振り分け基準について、相手に聞く趣旨ですが、ペアレンタルコントロールの中でも、年齢ごとに段階的措置が取られていると思うのですが、デベロッパーがこの年齢以上であれば大丈夫だろうと判断したものは、相手から言われてきたものをそのまま受け取り、内容を精査せずにそのまま反映しているのか、それとも、相手の判断を検証して振り分けをやり直しているのか、その運用を聞いたかどうかという趣旨です。一方で、この点が全体の質問に比して非常に重要なことかと言われると、優劣があるかもしれません。そのため、全体の中で必要であるというご判断があれば入れていただくということで構いません。よろしくお願いいたします。

それから、横展開の聞き方ですが、私は素直に、「Googleさんはこんなことを行っていますけれど、Appleさんは同じようなことを導入する計画はありませんか」ということでもいいと思うのですが、一方で、すでに取り組んでおり、似たようなことを行っている可能性もありますので、聞き方としては、「そのようなものはありますか」と、正面から聞いていただくことでも、全く問題はありません。ベストプラクティスを、なるべく業界全体に染みこませていくことが、この法律の大事な点だと思っておりますので、そういったことに対する働きかけの一環として質問に加えていただくのも一案かと思い、提案しました。こちら、絶対に入れるべきという強い主張ではありませんので、全体との兼ね合いで取舍選択していただければと思います。

○岩谷室長 伊永先生、ありがとうございます。承知いたしました。ペアレンタルコントロールと横展開の質問は、もし、このような形で聞けばいいのではないかとということをもメールでいただければ、いただきたいと思います。今のご説明でいいということであれば、我々で起草したいと思います。先生のご意向をお伺いしてよろしいですか。

○伊永委員 お任せいたします。

○岩谷室長 起草して、ご相談させていただきます。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。では、続きまして、丹羽オブザーバー、お手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○丹羽オブザーバー ありがとうございます。私は、消費者団体ですので、エンドユーザーの立場で発言します。Apple の 16 ページについて、お話しいたします。

16 ページに、返金にかかる苦情例が出ております。消費者センターにも同様の相談が来ております。その中で 1 つ、特異なものが、未成年者が承認なしに購入した ■■■■ というのがあります。皆さん、ご存じのように、未成年者契約の取消しは、民法で決められていることなので、ほかの苦情とは質が違うのではないかと思います。未成年者取消しの依頼のうち、どのぐらい返金に応じているのか、知りたいところです。特異な例としては、ゲーム運営会社が返金 OK としているのに、Apple なり、プラットフォームで拒否した事例もあります。プラットフォームの返金基準、返品ポリシーに合わないから、また合致しなかったという回答だけしか来ないということなので、もう少し丁寧な説明が必要ではないかと思います。この点について、更問として載せていただきたいと思います。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。今の点、未成年の規約についてです。更問のご提案だと思いますが、レスポンスがあれば、お願いいたします。

○岩谷室長 丹羽オブザーバー、ありがとうございます。返金申請の件数において、■■■■ について、どの程度申請に応じているのかという間ですと、ご趣旨に沿っておりますか。

○丹羽オブザーバー はい、そのとおりです。

○岩谷室長 分かりました。その際にお伺いしたいと思ったのは、先ほどのご説明の中で、プラットフォーム側が、返品ポリシーに合致しないという理由で申請を却下したという説明について、それは、プラットフォームからアプリデベロッパーに説明があったものでしょうか。それとも、相談としては消費者に対して、そのような説明があったのかということでしょうか。お分かりになれば教えていただけますか。

○丹羽オブザーバー 消費者にも、そのような返品ポリシーに合致しないという回答が来ますし、消費者センターにも、返金しない内容については触れないまま、返品基準に合いませんでしたという回答しか来ていません。やはりこれは、未成年者取消しという民法に基づいた申し出をしているのですから、もう少し詳しく説明する必要があるのではないかと思います。たとえば、例外を用いていると判断しましたというような意味合いもあると思うのです。その点について何も説明がなく返金しないという対応については、もう少し丁寧な説明を求めたいと思っています。

○岩谷室長 分かりました。ありがとうございます。質問に入りたいと思います。

○丹羽オブザーバー よろしく願いいたします。

○岡田座長 今は更問の追加になりますが、事務局でご検討いただくということですね。

○岩谷室長 はい、分かりました。

○岡田座長 よろしく願いいたします。続いて、高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 私からは、AmazonさんとAppleさんに対してです。Googleさんの[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]が、AppleさんとAmazonさんには該当する質問がないので、聞いておいたほうがよいのかなと考えました。

たとえば、Amazonさんですと、更問12でしょうか。どの更問に入れるかは悩ましいところなのですが、13ページ、回答2. 13で、機械学習と人為的な確認を用いてカスタマーレビューの内容を検知・精査していると回答がありました。普通に考えたら、機械学習で出てきたものに対して、人の目で「たしかに駄目だね」ということを見つけていくのだらうと思うのですが、当然、機械学習で見落とすことがあり得ます。[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

同様に、Appleさんに対しては、14ページあたり、回答3. 1にありますが、ここも、機械学習で判断していますと、サクッと書いてあります。機械学習で見つけて、人の目で確認していますという流れになっていくと思うのですが、機械学習が見落としていることは当然あると思いますし、[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]以上です。

○岡田座長 これも、更問の追加、あるいは、既存の更問に追加するのでしょうか。

○高倉委員 簡単に書き足していただければと思います。

○岡田座長 具体的な箇所は、なかなか難しいですが、Googleの質問箇所はどこでしたか。

○岩谷室長 23ページです。

○岡田座長 同のような質問を、というご趣旨だったと思いますが、可能ですか。

○岩谷室長 追加することは可能です。全体の質問数が多くなってくるので、また、それに伴い、数を調整したいと思っております。

○岡田座長 全体の調整を、ということですが、高倉委員、いかがですか。

○高倉委員 それでよろしいかと思えます。

○岡田座長 ありがとうございます。いま、スクリーンで、お手が挙がっていらっしゃるようですが、こちらで、手が挙がりました。武田委員、お願いいたします。

○武田委員 私からは、事実確認について3点、意見を2つ、述べさせていただきます。

事実確認の1点目は、国内管理人の業務負担割合についてです。Amazon からは、答えが出されていません。Google については、
その他の事業者からも、具体的な割合は出ていないと思いますが、特に、Google が述べている理由について、納得できるものなのか、事務局のお考えを教えていただければと思います。

2点目の確認は、Amazon の15ページについてです。アカウント停止リスクについて、0～1,000の範囲で色分けしており、これによって、販売事業者は、それぞれのリスクについて、事前に確認できると述べられています。これをそのまま受け取ってよいのかどうか。アンケート調査などでの回答に私の見落としがあるかもしれませんが、このまま Amazon の回答どおりに受け取っていいのか、確認させていただければと思います。

もう1点の確認事項は、Apple の16～17ページについてです。回答3.5の回答です。返金要求とデベロッパーの意向との間に不一致があるとは認識していませんと述べられています。これについても、この主張をそのまま受け止めているかどうか、確認したいと思います。以上が確認事項です。

意見としては、Amazon の9ページ、返品の手続きについてとなります。原価基準について尋ねることは、意義があり、ぜひ聞いてもらいます。事務局案では原価基準の是非についての記述がされていますが、先ほど、万場オブザーバーから、原価開示することそれ自体に問題があるのではないかというご指摘がなされたものと認識しております。大変重要であると思いますので、先ほどの万場オブザーバーのご意見に賛同したいと思います。

意見の2つ目です。高倉先生の先ほどのお話に通じます。アプリ削除や返金処理に関して、自動審査と人の目との関係について、先生のお話は、水平比較してくださいというお

話だったと私は理解しましたが、その点について、私からも、ぜひお願いしたいと思います。

その関連で、追加で、もう1つ確認させていただければと思います。トレーニングデータについての質問があったと思います。Appleの14ページです。更問13です。ここで、事務局で書いていただいている趣旨は、人間が判断した取引にかかるデータかどうかをお尋ねしたいのか、それに加えて、誤操作による購入、未成年者による購入、アプリの不具合といった、データの個別の内容について伺いたいのかを、確認させていただければと思います。

○岡田座長 では、事務局からお願いいたします。

○岩谷室長 武田先生、ありがとうございます。後ろから回答します。トレーニングデータのところで、14～15ページにかけての更問13です。趣旨としては、トレーニングデータとして、人間が判断した誤操作による購入、未成年者による購入、アプリの不具合などをインプットとしているのであれば、アウトプットについても、そのようなものはわかるのではないかとということが意図するところでした。ただ、こちらについては、そのような聞き方をするほうが直接的である点もありますし、また、むしろ、機械学習モデルのレビュー、見直しといった点に、よりフォーカスを当てるほうが、問題としても重要なのではないかと思います。データの話というより、モデルのマネジメント、見直しの方向につくり変えていくのがよいのではないかと思います。

Amazonの原価基準についてです。こちらについては、原価に基づいて補填額を勘案するということの説明を求めるという間を考えております。その間の背景として、原価に基づく場合、原価情報を共有することについて、問題や課題もあるところ、それを採用しているということは、販売事業者側には、デメリットがいくつか連なっているところがあるということを指摘する形で追加させていただくということによろしいでしょうか。

それから、Appleの説明について、事務局として、どのように受け止めているかということです。16～17ページについてです。こちらについては、書き方として、この点において、Appleはユーザーの返金要求とデベロッパーの意向との間に不一致があることを認識していないと言っています。つまり、Appleでの判断の中に、デベロッパーの意見も重み付けして入れており、そこで、モデルで判断している、そのようなプロセスで、Appleはこのようにとらえているということですが、Appleのこのとらえ方について、スッとわかるものではないとは認識しております。

いずれにせよ、私個人的には、重み付けを変えることと、Consumption APIを通じて、この返金判断はもう使われているものだから、違うのではないかと申し出るタイミングが、よくわからないと思っております。たとえば、ある返金があったとき、デベロッパーは、Consumption APIを通じて、これはもう使っているもので、返金はしないでくださいといったとき、当該事案について、しっかり判断するというより、未来において、そのようなこと

もあったので、このデベロッパーからの同じような返金については、Apple 側の判断をデベロッパー寄りに重み付けしていると判断するというような意図を説明しているのか、少し分かりづらいと思いました。そのあたりを確認したほうがよいのではないかと考えております。

いずれにせよ、更問において、重み付けをどう行っているのか、確認する趣旨は、Apple 側がデベロッパーとユーザーの間の不一致があると認識しているわけではないということで、よく理解できないところもあります。

Amazon の違反点数制度、15 ページについてです。こちらについては、武田先生のご趣旨を、もう一度伺ってよろしいでしょうか。

○武田委員 0～1,000 のリスク評価について、販売事業者としては、大変助かっている、よくわかる、有用である、問題ないという受け止めをされているのかどうか、伺いたかったということです。

○岩谷室長 ありがとうございます。こちらの違反点数制度は、他のモール、LINE ヤフーや楽天でも運用しているところですが、違反点数制度を設けているという意味では、モール側の措置に関しての予見性を、ある程度与えているという点で、評価しているところですが、しかし、この運用について、すごくよくできていると認識しているわけではなく、問題があれば、それについて追及していくところだと認識しております。もし、Amazon の違反点数制度で把握していることがあれば、お願いします。

○椋木補佐 この違反点数制度健全性ポリシー自体について、何か意見があったとは、認識できていないのですが、たとえば、違反点数、よく違反するものについて、いきなり 100 点、1,000 点になっているのか、その基準次第によるところがあり、そこが十分開示されているかということですと、納得いただけない部分もあります。ポリシー自体について、何かアンケートを採ったりはしていないのですが、結果、アカウント停止に至ったことについて、意見があるかと言われますと、なぜ、アカウント停止になったのかという意見はあるところですが。

○岩谷室長 案件の積み上げをしながら、よく見ていきたいと思っております。国内管理人の業務内訳について回答がないということですが、こちらは、Apple も Google も、国内管理人は法人を指定しております。たとえば、デベロッパーからの相談を受け付ける部署の担当者は、国内管理人業務を、おそらく、ほとんどの割合で行っていらっしゃると思います。日本法人の中で、かなり上のマネジメントになってくると、これらのデベロッパー等と Apple との間のコミュニケーションの円滑化業務にどこまで携わっているのかというと、割合は変わってくると思いますので、なかなか、国内管理人において国内管理人業務の割合を聞くことは、質問の仕方としても工夫が必要な箇所と感じております。

○岡田座長 では、続いて、百歩委員、お願いいたします。

○百歩委員 皆様から様々なコメントが出ましたので、私からは細かい表現の微調整についてコメントいたします。

まず、Amazon については更問 1 です。透明化法担当への情報共有のところで、該当部署から透明化担当に情報を上げるという、片方からの連携の場合は、情報共有するかどうかの判断基準や、部門の誰がそれを判断するのか、また、タイムリー性といったところが重要になってくると思っております。先ほど、沢田オブザーバーからも、手順の明文化といったコメントがありましたので、明文化の中に、そういった判断基準と判断者、タイムリー性をどう考慮しているかという点を書き添えていただけると、よいと思っております。

次に、6 ページの更問 4 です。下線のところ、権限が不足しているという経験はございますか、という部分です。この質問は私も行いたいところなのですが、「権限が不足しているという経験はありますか」というと、「ありません」という一言で終わってしまう回答を避けたいということです。工夫のポイントとして、たとえば、「権限が不足している状況もあるのではないかと考えております。ある場合は、どのようなときに感じられるか、ない場合は、どのような対応をされているから、そのような状況にないのか、教えてください」といった、ある場合と、ない場合、それぞれ書いてもらえるような引き出し方はいかがかなと思いました。

続いて、Apple です。5 ページの更問 3、更問 4 に入れられればですが、盛り込むのが難しいときは、見送っていただいて結構です。何を気にしているかという、回答として、日常業務に関する意思決定権限を有します、とありますが、具体的に、どのようなところまでできるのかが見えてこないと思います。どこまでが国内管理人の範疇で、どの点の判断からは本社の確認が必要になるのかなど、境界線や責任分岐点があれば教えていただきたいです。同じ事例で、こういうケースの場合は、どこまでが国内管理人、どこからが本社かという切り分けがわかればという意図です。

最後に Google です。こちらは感想です。たとえば、更問 1 は、ストレートでよい質問だと思いました。こちらが懸念している点の確認ができるとともに、事業者にとっても回答次第でアピールできるポイントにもなると思うので、そのような意味で、シンプルでストレートですが、よい質問だと感じました。以上です。

○岡田座長 いま、文言の修正も含めて、ご提案をいただきました。事務局からレスポンスがあればお願いします。

○岩谷室長 ありがとうございます。Amazon、Apple につきましても、いただいた修正をしたいと思えます。

○岡田座長 沢田オブザーバーからお願いいたします。

○沢田オブザーバー すみません、手がうまく下ろせていません。チャットに書いた
ので、発言はもう結構です¹。

○岡田座長 チャットでご意見をいただいたということで受け止めました。時間も迫
ってきました。平山委員、最後をお願いいたします。

○平山委員 まず、Amazon について、更問 1 4 ですが、ポリシーの見直しなどに触
れている部分がありますところ、たとえば、Amazon の定期報告書の 3 6 ページ及び別紙
には、売上金ポリシーについて見直し作業中である旨の Amazon からの説明があります。
来年提出の定期報告を待つことなく、現状についてお尋ねいただいてもよろしいかと思い
ました。

次に、Amazon の回答 2. 1 0 です。 [REDACTED]

続いて Apple についてです。ペアレンタルコントロールについて、他の委員の先生の意
見に賛同します。その上で、翻訳を経ることによると思われる問題が全体的にあるように
思います。たとえば、質問 3－5 において、銀行へのチャージバックという言葉がありま
すが、わが国のクレジットカード取引構造を考えたとき、これはクレジットカード会社へ
のチャージバックと思いました。全体的に、翻訳にはほかにも疑問がありますので、円滑
な相互理解のために、ご確認いただきたいと思います。

次に、Google です。更問 5 において、アプリ審査について質問が行われています。 [REDACTED]

[REDACTED] 更問 5 が最終決定が日本で行われているかを問うているのは重要なことですが、

¹ 沢田オブザーバーによる、チャットへの書き込み意見は、以下のとおりであった。

「Amazon の原価基準について、原価情報の開示自体に不満があるというご指摘はごもっともと思いま
すが、アマゾンのルールでは、情報開示したくない場合はアマゾン独自基準で計算するということになっ
ています（*）。

なので追記される場合には、その前提で、例えば「アマゾンの原価計算だと低すぎる」といったことも（そ
のような不満もあるのであれば）記載する必要があると思います。

* 共有いただいた参考資料「破損・紛失商品の返金ポリシー」

<https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/G200213130?locale=ja-JP>

日本で迅速に取り扱ってすぐ対処してくれますか、ということも更問に含まれることが望ましいと思いました。

続いて、翻訳の問題と思いますが、たとえば回答5. 25にはレポート システムという言葉がありますが、意味が分かりませんでした。更問を作るまでもないと思いますが、どのような意味かお尋ねいただいたらよろしいかと思います。

また、データセーフティラベルについて、オブザーバーからご発言のあったところですが、定期報告書に記載があったのか、疑問に感じております。透明化法が開示を要求する事項ではなかったかもしれませんが、そうであるとすれば、透明化法や関連規則の今後の見直しにおける検討対象とすべきではないかと思います。更問と関係ありませんが、疑問を感じました。

そのほか、Apple の更問12では、補償について、アカウント停止だったと思いますが、それに誤りがあったら補償しますか、という質問があると思います。補償については、ほかの委員から、以前に何回も指摘や質問があったと思います。Amazon や Google に対しても横並びで同様の質問が行われてもよいのではないかと感じました。質問は以上です。

○岡田座長 いま、回答できる部分で、事務局からお願いできますか。

○平山委員 対応については、取捨選択していただければありがたいです。

○岩谷室長 確認させていただき、反映するものを反映したいと思います。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。いつの間にか、時間が超過してしまっております。進行の勝手際をお詫び申し上げます。

いま、気付いたのですが、チャット欄に、ずいぶん長いコメントがあります。若江委員でしょうか。

○若江委員 すみません、私です²。

² 若江委員による、チャットへの書き込み意見は、以下のとおりであった。

「高倉先生の更問提案は私も賛成です。ぜひ取り入れてほしいと思いました。また、アマゾンの更問案12なのですが、「カテゴリー変更を行った場合は通知されていると認識している」といいきってよいのか疑問だと思いました。ビジネスソリューション契約では「販売手数料のカテゴリーは、適切な分類となるよう随時見直しと修正を行います」と書いてあるだけで、事前に変更内容や理由を開示するとはうたっていないと認識しています。勧告では、手数料カテゴリーは重要な取引条件なので、変わる時に事前に内容や理由を開示しろということになっていますが、この勧告に従っているのか確認が必要ではないかと感じました。

あと、国内管理人について質問する趣旨は、つまりはグローバルな対応ではなく、日本の事情にあわせて、いかにきめ細かく迅速に対応してもらっているのかを聞きたいのではないかと感じました。そうであるならば、あわせて、国内でのその他の体制についても質問してもらえればと。Amazon の報告書に「詐欺や

○岡田座長 分かりました。時間がいっぱいなのですが、もし、短くでもよろしければ、ご発言いただけることはありますか。趣旨を簡単に含めてお願いできますか。

○若江委員 ここに書いたとおりです。Amazon の更問 1 2 で、こちら側からの質問の中で「カテゴリー変更をした場合、販売手数料のところについて、通知されていると認識している」と書いてあるのですが、通知しているとの認識は正しいのかどうか、疑問に思ったのです。Amazon のソリューション契約の文言でも、随時見直し、修正を行いますと書いてあるだけで、特に、事前に変更する場合に通知しますと書いていませんし、知人の販売事業者さんは、最近でも、事前の通知なくカテゴリーが変更されていた、と言っていました。きちんと勧告されているかどうか、確認する形で質問したほうがよいのではないかと思います。もし、私が誤解していたら、教えてもらえれば助かります。あとは、チャット欄に書いているとおりです。時間もないので、これで結構です。

あとは、高倉先生の意見は、ぜひ、入れてもらいたいと思いました。以上です。

○岡田座長 では、事務局、今のコメントですが、ご対応できますか。

○岩谷室長 棕木さんから、通知の件をお願いします。

○棕木補佐 相談窓口から入ってくる情報でも、通知はされているように受け止めております。ただ、勧告を踏まえたシステムの変更時期と、これまでの運用というところでズレがあるということで、通知されていないとおっしゃっている方もいるのかなと受け止めております。

一方で、通知されているけれど、理由が足りていないという苦情もありますので、その点は改善が必要な可能性もあると思い、更問 1 2 に入れている状況です。

○岩谷室長 若江さんのほうでも、利用事業者の皆さんから聞いている情報があれば、ぜひお願いいたします。通知をなされていないカテゴリー変更は、いつあったか、もし、通知があれば、どのような内容だったか、理由だったか、我々が頂戴できると、それも踏

不正行為を防止する施策のため、2024 年においては、全世界で年間 10 億ドル以上を投資しています。」「世界中に配備された専門チームが」と書いてあるが、全世界での投資や対応だけでなく、日本での体制や施策を教えてほしいと質問してほしい。アマゾン直販と販売事業者による売り上げの比較ものっていたが、やはり世界のことだった。・「全世界における販売事業者様による総売上額は、Amazon による直販事業の総売上額を上回っています。」とあるが、日本における販売事業者の総売り上げとアマゾンの直販の総売り上げの差なども質問していただけたらよいなと感じました

また、Apple による返金と銀行によるチャージバックの割合も確認できれば、と思いました。「返金の申請が一日に 4,000 人から 19,000 件あり、XXXXXXXXXX」ということですが、ここには銀行のチャージバックも含まれるのかどうか。もしそうならその割合を知りたいと思います。」

まえて検討できます。もし、情報をお持ちでしたら、共有いただけたらありがたいです。コメントをありがとうございます。反映するものについて、しっかり反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○若江委員 ありがとうございます。

3. 閉会

○岡田座長 ありがとうございます。時間が超過してしまい、大変申し訳ございません。それでは、本日の議論は、以上で終了させていただければと思います。委員、及びオブザーバーの皆様におかれましては、数多くの貴重なご意見を頂戴し、まことにありがとうございます。

なお、ご意見をおっしゃりきれなかったところもあるかと思います。追加のご意見等がありましたら、会合後、事務局まで、メールをお寄せいただけると幸いです。本日、更問の追加修正のご提案がありましたので、可能であれば、事務局に、具体的な文言のご提案等を含めて、メールをお寄せいただければと思います。その点でも、ご協力いただければありがたく存じます。

事務局には、議事録、プラットフォームへの追加の質問に、本日の議論の反映をよろしくお願いいたします。最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。本日の議事録は、事務局で作成の上、皆様にご確認いただいた後、公表を予定しております。次回の日程については、オンラインモール及びアプリストア分野については、10月7日（火）を予定しております。詳細は改めてご連絡いたします。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田座長 では、以上をもちまして、本日の議論は終了といたします。本日もお忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございました。

以上